

判決年月日	平成28年11月2日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成28年(ネ)第10029号 同第10064号		
<p>○ レコード製作者としての著作隣接権及び実演家としての著作隣接権を有する被控訴人から委託を受けた甲社との再委託契約に基づき、原盤から複製されたCDのレンタル事業者への販売及び楽曲の配信を行った控訴人は、被控訴人の許諾の有無を確認すべき条理上の注意義務を負う。</p> <p>○ 著作権法114条の5により、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、楽曲の無断配信の回数を認定した事例</p>			

(関連条文) 著作権法92条の2第1項, 96条, 96条の2, 97条の2第1項, 97条の3第1項, 114条2項, 114条の5

判 決 要 旨

1 本件は、被控訴人が、控訴人に対し、本件原盤から複製された本件CDのレンタル事業者への販売及び本件楽曲の配信により、被控訴人が有する本件原盤についてのレコード製作者の著作隣接権（複製権、貸与権、譲渡権及び送信可能化権）及び本件楽曲についての実演家の著作隣接権（送信可能化権）を侵害したことを理由とする、民法709条に基づく損害賠償金（著作権法114条2項）の支払、②本件CDを廃盤にして、被控訴人の本件原盤、ジャケットを含む本件CD及びポスター等の所有権を侵害したことを理由とする、民法709条に基づく損害賠償金の支払、③民法709条に基づく上記①及び②に関する弁護士相談料に係る損害賠償金の合計並びにこれに対する遅延損害金の支払を求めた事案である。

原判決は、上記①につき、控訴人が、被控訴人のレコード製作者の著作隣接権を侵害したとして、一部認容し、その余の請求をいずれも棄却した。

控訴人は、これを不服として控訴した。被控訴人は、附帯控訴し、当審において請求を拡張した。

2 本判決は、以下のとおり、控訴人は、甲社らと共に、被控訴人のレコード製作者としての複製権、譲渡権、貸与権及び送信可能化権並びに実演家としての送信可能化権を侵害し、共同不法行為責任を負うと判断して、控訴人の控訴を棄却するとともに、被控訴人の附帯控訴に基づき、原判決が認定した損害額を変更し、被控訴人のその余の請求をいずれも棄却した。

(1) 本件再委託契約に際して甲社が作成した本件企画書に、「著作権 未処理」、「原盤会社 株式会社ノアコーポレーション」と記載されていることに鑑みれば、控訴人は、本件再委託契約を締結した頃、甲社が本件原盤について著作権及び著作隣接権を有しないことを認識していたものと推認することができる。

控訴人による本件CDのレンタル事業者への販売及び本件楽曲の配信は、いずれも著作権者又は著作隣接権者の許諾がない限り著作権又は著作隣接権を侵害する行為である。そして、控訴人は、国内最大手の衛星一般放送事業者であるから、CDのレンタル事業者への販売及び楽曲の配信は、日常の営業活動の一環として、それぞれの著作権者又は著作隣接権者の許諾を得た上で、行っているものと考えられる。他方、甲社は、音楽コンテンツの音源の企画等を目的とする株式会社であるが、資本金400万円の比較的小規模な会社である。そして、本件再委託契約が締結された時期等を併せ考えると、本件再委託契約締結当時、控訴人と甲社との取引実績はまだそれほど蓄積されていなかったものと推認される。加えて、控訴人は、本件原盤に関し、本件企画書に原盤会社として明記されている被控訴人と甲社との利用許諾関係を確認することができたものと考えられ、同確認をすれば、本件CDのレンタル事業者への販売及び本件楽曲の配信について被控訴人の許諾がないことを明確に認識し、以後、上記販売及び配信をしないことによって、被控訴人が有する著作隣接権の侵害を回避することができたといえることができる。

以上によれば、控訴人は、本件CDのレンタル事業者への販売及び本件楽曲の配信に当たり、被控訴人の許諾の有無を確認すべき条理上の注意義務を負うものと解するのが相当である。

そして、本件において、証拠上、控訴人が本件CDのレンタル事業者への販売及び本件楽曲の配信に当たって被控訴人の許諾の有無を確認した事実は、認められない。

したがって、控訴人は、上記条理上の注意義務に違反して、甲社が本件原盤を複製して製作した本件CDをレンタル事業者に販売し、また、インターネット配信事業者を通じて本件楽曲を配信したのであるから、被控訴人の許諾なく上記複製、販売及び配信を行ったことにつき、少なくとも過失が認められる。

(2) 著作権法114条の5により、口頭弁論の全趣旨及び証拠調べの結果に基づき、事実審の口頭弁論終結日までの本件楽曲の無断配信の回数は、400回と認める。

また、本件楽曲の配信による売上額も、配信事業者ごとに差があり（調査嘱託の結果）、配信の方法によっても相違するものと推認される。

そこで、調査嘱託の結果によれば、配信1回当たり控訴人が受領した金額の平均は、おおむね146円と認める。

したがって、本件楽曲の無断配信に係る損害は、5万8400円（146円×400回）から支払済みの1万9329円を控除した3万9071円となる。

著作権法114条2項により、被控訴人のレコード製作者としての本件原盤に係る複製権及び譲渡権の侵害による損害額は、4952円と、貸与権の侵害による損害額は、2000円とそれぞれ推定される。